

市民立憲フォーラムにあたって・メモ

須田春海 2004.4.24

「憲法」という言葉の呪縛を解き放つ

明治憲法・戦後憲法とも、制定過程に直接的には市民は関わっていない。

- ・不磨の大典？
- ・平和の砦？

共通項 歴史的に半世紀にわたり変更がなく現実政治ではボロボロになる

明治

- ・よしやシビルは不自由でもポリチカルさえ自由なら（民権運動）
- ・万世一系の天皇 「憲法」という語の復活、聖徳太子像も
- ・臣民 国民 恩賜の民権（兆民）
- ・制限付き国会 制定過程（夏島の伊藤博文） ビゴアの戯画
自由民権、大隈派排除
- ・大正デモクラシイと憲政擁護運動
- ・天皇制ファシズム、機関説の排撃

戦後

- ・国民主権、平和主義、基本的人権
- ・象徴天皇、自国軍なし、米軍駐留 占領下憲法
- ・片面講和、「独立」の不合意
- ・制定過程 マッカーサー草案、「独立」後の国民承認手続きの欠如
- ・護憲、改憲の逆転現象 左派の怠慢（9条を枕に昼寝？）
右派の怨念（自前憲法願望？）
- ・戦後民主主義 個別的憲法価値の確認
- ・実質的軍隊保持と海外派遣（イラク） 「脱憲」状態の日常化

市民社会の形成 - 「国家 = 国法」依存社会の構造転換

- ・律令国家（刑法・行政法）
- ・市民法の欠如（明治の民法導入の屈折）ローマ法ナポレオン法典との格差
- ・私的自治、公的統治二分法の固定観念
- ・「行政聖域」の温存（行政訴訟の限界）

市民自治社会への転換...市民運動と市民社会制度の葛藤

- ・自治体を基礎とした政府制度の設計...補完原理、分権
- ・個人中心の価値観・制度設計...個人の多様性の承認

- ・ 情報公開，プライバシー保護...制度と個人の緊張
- ・ 人たる権利の普遍化...国際人権規約の成立
- ・ 環境共生

「市民社会基本法」を考える

- ・ 「憲法」という言葉を使わないで議論を試みる
- ・ 市民社会の共通価値領域の確認

個人自由・自治・国際共和

市民社会基本法 市民自由法・自由保障法（社会権）
 市民社会基礎法・財産（民法）
 ・ 契約自由（民法）
 ・ 責任（民法・刑法）

政府組織機構法・自治体政府
 ・ 中央政府（国会）
 ・ 内閣

公共の福祉 市場組織機構法・（商法）

分担システム

市民組織機構法

裁判制度